

「農家民宿開設のてびき」補足資料（県北版）

令和 8 年 2 月 1 3 日
県北農林事務所企画部

農家民宿開業に当たっての資料として「農家民宿開設のてびき」(福島県観光交流課 H20.11)が公開されており、詳細な解説がなされていますが、法令改正や関係機関の変更、また県北農林管内で独自の対応を要する事柄もあることから、以下のとおり補足資料を作成しました。

なお「農家民宿開設のてびき」については、県観光交流課のグリーン・ツーリズム関係のページに掲載されていますので、こちらをご参照ください。

→ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/fui-gt.html#c>

1 旅館業開業の許可申請先について

農家民宿の開業(旅館業法上)の許可申請については、県北管内は県北保健福祉事務所が所轄していましたが、平成 30 年4月に福島市が中核市となったことから、福島市内の旅館業法関係の許可については福島市保健所が管轄することとなりました。それ以外の市町村については、従来通り県北保健福祉事務所が申請を受付けています。

(連絡先)

福島市内の方 ⇒ ・福島市保健所 保健衛生課 生活衛生係
(住所)福島市森合町 10-1 (電話) 024-597-6319

福島市以外の方 ⇒ ・県北保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課
(住所)福島市御山町 8-30 (電話) 024-534-4304

2 農業者以外の方の農家民宿(農業体験民宿)開業について

農家民宿の開業については「農林漁業体験民宿であること等に関する事務処理要領」において、自らあるいは家族が農業者である事が要件とされていましたが、平成28年に要領が改正され、農林漁業者以外が営む農家民宿(客室 33 m²未満)についても開業できることになりました。

その場合は、近隣の農業者に農業体験等を斡旋することが要件となり、(別紙)様式第 5 号「農林漁業体験民宿開業に係る役務提供についての申立書」を農林事務所へ提出し確認を受けることが必要となります。

なお、この場合の申立者は、農業体験等の役務提供者(民宿開業者本人ではない)であることに注意が必要です。

3 合併浄化槽の容量(人槽)の規制について

農家民宿を開業する場合は、既に設置されている浄化槽(合併浄化槽)の処理能力について、一般の住宅とは異なる扱いとなるため注意が必要です。

浄化槽の人槽容量等については、日本産業規格(JIS)で定めがあり、「一般住宅」の場合は延面積 130 m²以下であれば5人槽、130 m²を超える場合は7人槽以上という設置基準が定められ

ていますが、農家民宿については法令上一般住宅ではなく「簡易宿泊所」の扱いとなることから、宿泊者数と家族の人数を考慮した対応が必要となります。具体的には、以下のとおりです。

※ 浄化槽の処理容量(人槽) ≧ 定員数(宿泊者数+家族等の人数)

このため農家民宿であることの確認申請時には、申請書とあわせて上記の内容を確認するための書類(別紙様式1)を提出し、県北農林事務所及び県北建設事務所の確認を受けてください。(※県北農林独自の対応)

開業に併せて増改築時に浄化槽を更新する予定のある場合等は、上記の定員数を考慮して設置する必要がありますのでご注意ください。

4 旅館業法上の承継と廃止について

農家民宿を営む者(営業許可の申請者)が亡くなった場合については、旅館業法では承継手続き(死亡後60日以内)、または廃止の手続きが必要となります。

「農家民宿であることの確認書」の下段に「確認申請書の内容に変更があった場合は、速やかに変更後の確認申請書を提出してください。」との記載がありますので、承継を希望する方については、農林事務所に再度確認申請を行い「農林漁業体験民宿であること確認書」の交付を受けてから旅館業法の承継手続きを行ってください。

承継を希望しない場合は、福島市保健所または保健福祉事務所で「廃止」の手続きを行ってください。農林事務所での手続きは特に必要ありませんが、農家民宿開業者の情報把握の観点から、その旨連絡をお願いします。

5 農家民宿の名称変更について

農家民宿の名称(屋号等)が、何らかの都合により変更する必要がある場合は、別紙(参考様式)の申出書に新旧の名称と変更理由を記載のうえ農林事務所まで提出してください。

「確認申請書の記載内の変更」となりますので、本来であれば確認申請書を再提出したところですが、名称以外の変更がない場合は、この「申出書」で代替することとします(※県北農林独自の対応)。

なお、農家民宿の名称変更については、併せて県北保健福祉事務所(福島市保健所)でも手続きが必要となります。

6 住宅宿泊事業法(民泊新法)による民泊との比較

この法律は、旅館業法の許可を受けないで営業する所謂「違法民泊」を排除する目的と、訪日外国人受け入れニーズの急増に対応するため、平成30年6月15日より施行されたものです。

旅館業法の許可によらず、必要な書類を揃えて県の窓口へ届出することで、宿泊営業が可能であることから、都市計画法の規制等により建築物の用途変更が難しい市街化調整区域でも営業可能であることから、この制度を活用して農家民泊に取り組むことも選択肢の一つといえます。ただし下記のような種々の制約がありますので注意が必要です。

- 年間の営業日数が180日を超えないこと。
- 居室の床面積は、宿泊者一人当たり3.3㎡以上確保すること。
- 素泊りが基本で、食事を提供する場合は、別途「食品衛生法の飲食業」の営業許可が必要。
- 県条例により、学校等から100m以内の区域では営業出来る期間が制限されます(一部地域を除く)。
- 2か月毎の定期報告が必要。
- 農家民宿と異なり、農林漁業体験等の役務提供は開業要件とならない。
- 管轄の消防本部において、消防法令適合状況や消防用設備等の設置義務等の確認が必要。

(詳細は相談窓口「県観光交流課」⇒ Tel.024-521-7286)

ホームページ→ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/>をご確認下さい。

(様式第5号)

(日 付)

農林漁業体験民宿開業に係る役務提供についての申立書

〇〇農林事務所長（水産事務所長）様

農山漁村滞在型余暇活動の提供者

住所 _____

氏名 _____

※署名又は記名押印

電話番号 _____

下記のとおり申し立てます。

記

- 1 農林漁業体験民宿業を営もうとする者（役務提供のあつせん元）

住所 _____

氏名 _____

- 2 提供する役務

種類※	具体的内容
	(提供時期：)

※ 「種類」の欄は裏面から選択すること。

農山漁業体験民宿開業に係る役務提供についての申立書（裏面）

提供する役務の種類

(1)農村滞在型余暇活動	
1	農作業体験施設等を利用させる役務
2	農作業の体験の指導
3	農産物の加工又は調理の体験の指導
4	地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
5	農用地その他の農業資源の案内
(2)山村滞在型余暇活動	
1	山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
2	森林施設又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
3	林産物の加工又は調理の体験の指導
4	地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
5	森林の案内
(3)漁村滞在型余暇活動	
1	漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
2	漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
3	水産物の加工又は調理の体験の指導
4	地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
5	漁場の案内

(別紙様式1)

農林漁業体験民宿等における既設合併浄化槽の取り扱いに係る申出書兼確認資料

農林漁業体験民宿等の開業に当たり「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員選定基準（JIS A 3302）の「2.建築用途別処理対象人員算定基準」中「ただし書き」の適用を受けるための、関係法令上の必要人員及び家族の状況については下記のとおりです。

記

開業に伴う関係法令上必要人員数	氏名	員数
旅館業営業関係		
旅館業営業許可申請者		人
営業施設の管理者		人
食品衛生法関係		
食品衛生責任者		人
消防法関係		
消防法令適合通知書申請者		人
その他の法令関係		
		人
計（実人数）		① 人
上記以外の同居家族員数		② 人
宿泊者数（定員）		③ 人
合計		①+②+③ 人
既設の合併浄化槽の処理対象人員		人槽

※太枠内を記入のこと

福島県北農林事務所長 様

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

農林漁業体験民宿等の確認申請者

住 所

氏 名

印

農林事務所記入欄

申出のあった上記の内容について確認しました。

年 月 日

福島県北農林事務所

企画部地域農林企画課 担当

印

(参考様式)

令和 年 月 日

農林漁業体験民宿等の名称変更についての申出書

福島県北農林事務所長様

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付け 北農林第 号で確認されました下記の農林漁業体験民宿等の営業施設の名称を下記のとおり変更いたします。

記

(変更前の名称)

(変更後の名称)

(変更の理由)